

意見書案第 1 号

物価高騰の緊急対策として消費税 5 % への減税を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 7 年 3 月 13 日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 川崎市議会議員 | 宗 田 裕 之 |
|     | 〃       | 井 口 真 美 |
|     | 〃       | 渡 辺 学   |
|     | 〃       | 石 川 建 二 |
|     | 〃       | 後 藤 真左美 |
|     | 〃       | 小 堀 祥 子 |
|     | 〃       | 市 古 次 郎 |
|     | 〃       | 齋 藤 温   |

## 物価高騰の緊急対策として消費税５％への減税を求める意見書

円安などを起因とする急激な物価高騰が国民生活に悪影響を及ぼしており、生鮮食品を除く消費者物価指数は令和６年１２月に前年同月比３．０％上昇と４０か月連続で上昇したほか、食品主要１９５社を対象とした民間の価格改定動向調査によると、本年１月に値上げが決定している飲食料品は１，３８０品目となり、調査開始以降１月としては過去最多となった。

他方、名目賃金から物価変動の影響を除外した実質賃金は平成８年をピークに、令和５年まで年収で約７４万円低下するとともに、厚生労働省が令和５年に実施した国民生活基礎調査では、生活意識が苦しいとした世帯は５９．６％と前年の５１．３％から８．３ポイント上昇するなど経済的困窮が拡大している。

こうした状況下においても、消費税は買い物をすれば必ず納付する必要がある、かつ、税率も一律であるため低所得者ほどその負担が大きくなり、事業者にとっては消費税分を商品の価格に転嫁できなくても課税され、経営が赤字であっても納税義務が生じ得ることから、物価高騰に苦しむ国民の暮らしと中小企業の事業活動を守るための緊急対策として消費税率を５％に引き下げる減税は急務である。

実際、昨年１１月に実施された民間の世論調査では、消費税の減税に賛成との回答が約６割に上るなど、消費税の減税が国民から求められていることは明白であり、実施に当たっての財源についても、中小企業を除く法人税率を直近の段階的引下げ以前の水準である２８％に戻すなど、大企業や富裕層を優遇する税制を正して応分の負担を求める税制改革を実施することにより、年間１４．６兆円を確保することが可能である。

本来、税制及び財政は、所得の再分配によって暮らしを守り格差を是正するためにあるが、低所得者からも税を取り立てる現行の消費税の仕組みは、生活していくために最低限必要なお金には課税しない生計費非課税の原則や、負担能力に応じて課税を行う応能負担原則に反するものになっているのが現状である。

よって、国におかれては、国民の暮らしと中小企業の事業活動を支えるため、物価高騰の緊急対策として消費税を直ちに５％へ引き下げるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣

意見書案第 2 号

いわゆる「夫婦別姓」問題について、用語の混同を廃して国民的熟議を行うことを求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 7 年 3 月 13 日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

提出者 川崎市議会議員 三 宅 隆 介

〃 飯 田 満

〃 月 本 琢 也

〃 三 浦 恵 美

いわゆる「夫婦別姓」問題について、用語の混同を廃して国民的熟議を行う  
ことを求める意見書

我が国の家族は現行民法の家族法制によって規定され、かつ、保護・保障されているが、これを変更することは国民一人一人の家族観にも生き方にも大きな影響を与えるものであるため、国会とその信任の上に立つ内閣と各国務大臣は特定の声の大きな者たちの声のみを「国民の意思」としてはならず、声なき多数者の声こそ、丁寧に聴き、熟議を尽くし、国民的理解を得るようにしなければならない。

そのためには、国民的重要課題でもある、いわゆる「夫婦別姓」問題について、正しく十分な情報が国民に丁寧かつ適切に提供されなければならない、また、この問題を誤りなく理解し判断するに当たっては概念の正確化及び明確化が必要となるが、これまでの国会ではそもそも「夫婦別姓」法案は存在したことがなく、あるのは「夫婦別氏」法案のみであり、長い法案名について実現しようとする政治課題を冠して略称とすることはあり得ても、別概念をもって呼称するのは、国民を欺くものである。

現状、我が国では、家族名称である氏を異にすれば別家族であることを示し、氏が同じであることが一つの家族のあかしである一方、姓については父親の属する血族を中心として考えるときの名称であるので、仮に姓制度を導入した場合、必然的に夫婦は別姓となることから、このような状況で選択できると仮定すると、それはもはや氏でも姓でもなくなり、いわゆる「選択的夫婦別姓」という名称自体を変えなければ国民をだますことになる。

また、「夫婦別姓」を実現するには、前提として戸籍制度上にこれまでの氏に代わる姓を創る必要があるが、この場合にも、従来の氏を廃止するのか、残す場合には公的な扱い方も決めなくてはならないなど、多くの根本的な重要課題が生じる。

よって、国におかれては、我が国の家族制度について、重要課題を隠すことなく明瞭で正確な用語と論理を用いて制度の原理を明らかにすることで、姓制度と民法の規定する氏制度との違いを明確にするとともに、制度に対する賛否の垣根を越えた慎重かつ丁寧な国民的熟議を行う環境を整備するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

総務大臣

法務大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）